平成２２年（フ）第１２３０７号
千葉県市川市東菅野１丁目22―12
債務者　吉田　賢一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３０９号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町814―14―303
債務者　松下　直樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３１５号
神奈川県足柄上郡山北町平山251―14
債務者　大塚　秀俊
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３６４号
東京都杉並区松庵１丁目19―21―103
債務者　谷　　直樹
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３８１号
東京都大田区大森南２丁目11―４―402
債務者　兵頭　忠昭
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３８２号
東京都大田区大森南２丁目11―４―402
債務者　兵頭　朋子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３９４号
東京都多摩市永山１―３―３―207、住民票上の住所東京都多摩市豊ヶ丘１丁目58―１―302
債務者　奥谷　啓介
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１号
島根県益田市遠田町2980番地５
債務者　堀野　智明
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第３３号
島根県益田市遠田町2864番地10
債務者　清寺　智美（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４１号
島根県益田市横田町233番地３
債務者　山澤　利榮
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４２号
島根県益田市横田町233番地３
債務者　山澤　民夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４３号
島根県益田市染羽町５番７号
債務者　大谷　智子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１１１号
青森県つがる市木造越水駒田97番地３　五十嵐文夫方
債務者　五十嵐しげ子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２４５２号
東京都八王子市中野山王３丁目２―１―305
債務者　小笠原雅敏
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目32番14―201号　ヌーベル普天間
債務者　與那嶺光子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部